

# 企業等参加の環境緑化事業交付金交付要領

公益社団法人島根県緑化推進委員会

第1条 (公社)島根県緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)は、県緑委の会員が、次の①から②に掲げる内容等により環境緑化を推進しようとする場合、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

①地域住民の交流の場・憩いの場づくりのために行う会員の敷地・空き地及びその周辺を利用した緑化木の植栽、これに伴うベンチ等の整備

②会員の設立・落成・大会等を記念した植樹祭の開催

第2条 交付金の交付を受けようとする会員(以下「事業者」という。)は、交付金交付申請書(様式第1号)を事業着手予定日の2ヶ月前までに、県緑委会長に提出するものとする。

2 県緑委会長は、申請書の内容を審査し適正と認めた場合は交付額を決定するものとする。

また、交付決定に当たっては、運営協議会の意見を聞くものとする。

第3条 県緑委会長は、事業者が事業の中止、または第1条に掲げる事業内容から大きく逸脱したと見なされる場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

第4条 事業者は、概算払いの請求をしようとするときは、概算払い請求書(様式第2号)を県緑委会長に提出するものとする。

第5条 事業者は、事業を完了したときは速やかに実績報告書(様式第3号)を県緑委会長に提出するものとする。

第6条 事業者は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿類を備えると共に、これらの書類等を当該事業が完了した年度から3年間は保存しなければならない。

## 附則

1. この事業の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

1. この要領に基づき提出書類は1部とする。

1. この要領は平成24年6月1日施行。

1. この要領は平成30年4月1日改正